

奥州市議会基本条例を 制定しました

— その概要をお知らせします —

市民に対し、議会の役割や議会と市民との関係、議会と市長との関係などを明示するとともに、議会のあるべき姿、進むべき方向、議会と議員が負わねばならない責務を定め、市長と対等の責任を担つて市民に信頼され、存在感のある議会運営を目指すことを条例

議会基本条例制定 の必要性

奥州市議会基本条例では、議会運営に関する次のような基本的事項について定めています。

議会は、その持てる権能を十分に駆使して、積極的な情報の発信と公開、政策活動への多様な市民参加の推進、議員間及び行政機関との自由かつ達な討議の展開、市長等の行政機関との緊張の保持、議員の自己研鑽と資質の向上、公正性と透明性の確保等について独自の議会運営のルールを定め、遵守し、実践することにより、市民に信頼され、存在感のある、活動力と創造力の豊かな議会を築いていく必要があります。

- 1 総則
- 2 議会及び議員の活動原則
- 3 議会運営の原則等
- 4 委員会の活動
- 5 市民との関係
- 6 市長等との関係
- 7 議会改革の推進
- 8 議会の機能の強化
- 9 市民との関係
- 10 議員の政治倫理等
- 11 議会事務局等
- 最高規範性等

議会基本条例とは

奥州市議会では、地方分権時代に対応した議会の活性化を図るために、議会基本条例の制定に向け、平成19年8月に市政調査会に議会基本条例検討部会（部会長 佐藤絢哉議員他11名）を設置し、約2年間30回余にわたり検討してきました。

検討部会では条例に盛り込む事項の議論、先進事例の調査、視察等を重ね、平成21年6月から7月に開催した市民説明会におけるご意見、ご提案を踏まえ、今定例会最終日9月28日の本会議において、「奥州市議会基本条例」を議員発議により提案し、全会一致で可決、9月30日公布、11月1日から施行されます。

条例の主な内容



7月7日開催の議会基本条例(素案)の市民説明会